

特殊車両通行承認申請書 記入要領

- ※1 県道及び常滑市道の特殊車両通行許可申請書(許可済)と同じ内容にて記入してください。(下図参照)
- ※2 同じ種類の積載貨物を同じ車両形状でかつほぼ同じ車両諸元である複数の車両で運搬する場合は包括申請が可能です。
- ※3 承認の期限は最大1年です。

中部国際空港管理道路

CJN01-02-様式01 (130604)

特殊車両通行承認申請書

申請日 年 月 日

更新時は記入(新規時は空欄)

最大1年間

どちらかに○

往復の経路数

貨物積載時の車両全体の重量

貨物積載時の車両全体の重量

コンテナからはみ出しを考慮した値

申請者 中部国際空港株式会社
道路管理責任者 殿

住所
会社名
代表者
担当者
連絡先TEL

更新又は変更経路
年月日 承認番号 車両台数 通行経路数 その他

新設時
前

通行区分
1 片道 2 往復 経路数 2 経路

車両諸元	幅	高さ	長さ	総重量	最大軸重
最遠軸距	cm	cm	cm	kg	kg
最小隣接軸距	cm	cm	cm	kg	kg
最小回転半径	cm	cm	cm	kg	kg
隣接軸重	cm	cm	cm	kg	kg
最大軸重	cm	cm	cm	kg	kg

積載貨物

品名	幅	高さ	長さ	重量
容積(寸法)	cm	cm	cm	kg
貨物積載時の車両諸元	cm	cm	cm	kg
幅	高さ	長さ	重量	
cm	cm	cm	kg	

運行経路 別紙(様式04)のとおり

特殊車両通行承認書

申請のとおり承認する。ただし、別紙の条件に従うこと。

承認書の有効期間 自 年 月 日 至 年 月 日

申請者 中部国際空港株式会社
道路管理責任者 印

県道及び常滑市道等

許可申請書 (新規)

認定 平成 年 月 日

運行開始日 平成 年 月 日
運行終了日 平成 年 月 日

住所

会社名・氏名
代表者名
担当者名

TEL
TEL

事業区分

積載貨物	幅	高さ	長さ
品名	cm	cm	cm

車両諸元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	kg	cm	cm	kg	cm
	kg	cm	cm	kg	cm
	kg	cm	cm	kg	cm
	kg	cm	cm	kg	cm
	kg	cm	cm	kg	cm

軸種数

通行区分 ① 片道 ② 往復 通行経路数

更新又は変更経緯	年月日	許可番号	車両台数	通行経路数	変更事由
前回					

特殊車両通行 許可証 認定証 第 - 号

上記の通り 許可 する。但し、別紙の条件に従うこと。 平成 年 月 日

認定 の有効期間 自: 年 月 日 至: 年 月 日 港湾管理者

[1] 許可証又は認定書(以下「本証」という。)の取扱いの注意事項
1. 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
2. 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
3. 通行に際し、本証に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
4. 通行条件等に関し、港湾管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
5. 本証に記載されている車両諸元、通行経路等に変更があった場合には、港湾管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。

[2] 不服申し立て又は処分の取消しの訴え
この特殊車両通行許可又は認定について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、審査請求又は異議申し立てをすることができる。
(なお、本証を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年経過すると審査請求又は異議申し立てをすることができなくなる。)また、行政事件訴訟法の定めるところにより、本証を受け取った日(当該処分につき、審査請求又は異議申し立てした場合においては、それぞれ、これに対する裁決又は決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6ヶ月以内に、を被告として(訴訟においてを代表とするものは、となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。(なお、本証を受け取った日又は裁決若しくは決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内でも、処分の日又は裁決若しくは決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

包括申請時は『他○台』記入

特殊車両通行承認申請書 記入例 (例:重セミ包括申請)

中部国際空港管理道路

CJN01-02-様式01 (130604)

特殊車両通行承認申請書

2013年 3月 15日

申請者
中部国際空港株式会社
道路管理責任者 殿

住所 ■■■■■■
会社名 ▲▲▲株式会社
代表者 ●●●●●
担当者 ○○○○
連絡先TEL ×××-×××-××××

通行開始年月日	2013年4月1日	更新又は変更経路					
通行終了年月日	2014年3月31日	年月日	承認番号	車両台数	通行経路数	その他	
車体の形状	重セミ	新規時					
車両型式 (車検証記載)	abcdefg ABCDEFG	前回					
車両登録番号	名古屋〇〇他口台 名古屋××他△台	通行区分	経路数				
		1 片道	2 往復	2 経路			
車両諸元	幅 250 cm	高さ 410 cm	長さ 1200 cm	総重量 25000 kg	最大軸重 7500 kg		
	最遠軸距 750 cm	最小隣接軸距 120 cm	最小回転半径 1000 cm	隣接軸重 15000 kg	最大輪荷重 3800 kg		
積載貨物	品名 (例)航空機部品コンテナ						
	容積(寸法)		貨物積載時の車両諸元				
	幅 250 cm	高さ 300 cm	長さ 950 cm	幅 260 cm	高さ 400 cm	長さ 1000 cm	重量 26000 kg
運行経路	別紙(様式04)のとおり						

特殊車両通行承認書

〇〇(施設)第 号
年 月 日

申請のとおり承認する。ただし、別紙の条件に従うこと。

承認書の 自 年 月 日 至 年 月 日 中部国際空港株式会社 道路管理責任者 印

県道及び常滑市道等

許可申請書 (新規)

平成 年 月 日

運行開始日	平成 年 月 日	〒	□□□□□□		
運行終了日	平成 年 月 日	住所			
車種区分	重セミ	会社名・氏名			
車両番号	名古屋〇〇	代表者名	TEL		
	他 □ 台	担当者名	TEL		
車名及び型式	abcdefg	事業区分			
名古屋××	ABCDEFG	積載貨物	幅 高さ 長さ		
他 △ 台			250 cm 300 cm 950 cm		
		品名	(例)航空機部品コンテナ		
軸種数					
車両諸元	総重量 25000 kg	最遠軸距 750 cm	最小隣接軸距 120 cm	隣接軸重 15000 kg	長さ 1200 cm
	幅 250 cm	高さ 410 cm	最小回転半径 1000 cm	最大軸重 7500 kg	最大輪荷重 3800 kg
通行区分	① 片道 ② 往復		通行経路数		
申請内容	年月日	許可番号	車両台数	通行経路数	変更事由
新規時					
前回					

特殊車両通行許可証 認定証

第 - 号

上記の通り 許可 する。但し、別紙の条件に従うこと。平成 年 月 日

許可証 認定 の有効期間 自: 年 月 日 至: 年 月 日 港湾管理者

- [I] 許可証又は認定書(以下「本証」という。)の取扱いの注意事項
1. 本証の交付を受けた者は、通行申請書に当該車両に備え付けなければならない。
 2. 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
 3. 通行に際し、本証に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
 4. 通行条件等に関し、港湾管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
 5. 本証に記載されている車両諸元、通行経路等に変更があった場合には、港湾管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。
- [II] 不服申し立て又は処分の取消しの訴え
- この特殊車両通行許可又は認定について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、審査請求又は異議申し立てをすることができる。
- (なお、本証を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年経過すると審査請求又は異議申し立てをすることができなくなる。) また、行政事件訴訟法の定めるところにより、本証を受け取った日(当該処分につき、審査請求又は異議申し立てした場合においては、それぞれ、これに対する裁決又は決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6ヶ月以内に、を被告として(訴訟において を代表とするものは となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、本証を受け取った日又は裁決若しくは決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内でも、処分の日又は裁決若しくは決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

空港島内道路運行経路および作業情報 記入要領・記入例

CJN01-02-様式04 (190920)

別紙: 空港島内道路運行経路および作業情報

空港内で積み下ろし等の作業を行う場所(○で囲う) 制限区域・**管理区域**・その他

作業情報(制限区域、管理区域)

※・申請者と作業(輸送)実施者が異なる場合記入(必須)。

- ・作業実施者とは作業全般(積み下ろし、輸送を含めた作業全体)を統括管理する者をいう。
- ・輸送実施者とは作業全般のうち輸送作業についてのみ実施する者をいう。
- ・運行経路、作業実施者に変更があった場合、承認期間中であればこの様式を再提出すること。

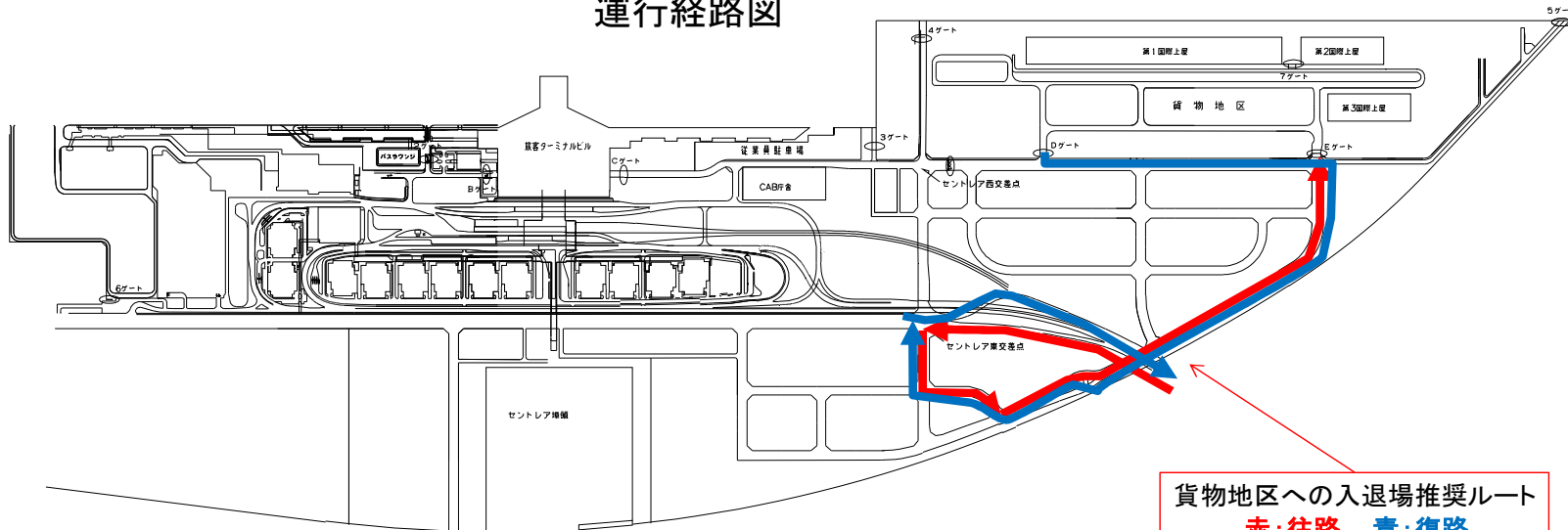
エアサイド **貨物地区**

新規申請時は不要

作業実施者もしくは輸送実施者情報	
社名	▲▲▲株式会社
担当者	○○○○
連絡先	×××-××-××××

当日対応できる連絡先

運行経路図



貨物地区への入退場推奨ルート
赤: 往路 青: 復路

特殊車両通行承認 申請必要書類

特殊車両通行
承認申請書
2部

CJND1-02 様式01 (130004)
特殊車両通行承認申請書

申請者
中部国際空港株式会社
道路管理責任者 印

住所
会社名
代表者
担当者
連絡先

申請内容
通行開始年月日
通行終了年月日
車種
車両型式
車両登録番号

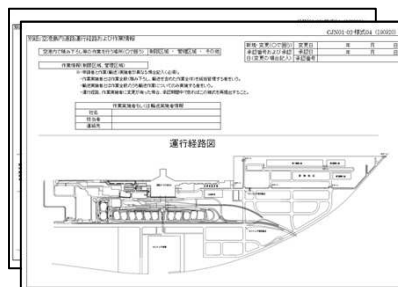
申請理由
通行区分
経路

種別	高さ	長さ	総重量	最大軸重
貨物自動車	cm	cm	kg	kg
牽引自動車	cm	cm	kg	kg
貨物自動車	cm	cm	kg	kg

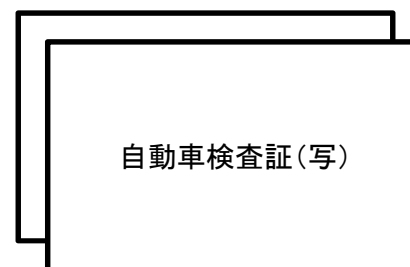
運行経路
別紙の様式のとおり

申請書
申請年月日
承認年月日
申請者
承認者

空港島内道路運行経路
および作業情報
2部



自動車検査証(写)
2部



提出先及びお問い合わせ先

中部国際空港施設サービス 施設部 土木グループ
〒479-8703 愛知県常滑市セントレア一丁目1番地
第1セントレアビル4階

TEL: 0569-38-7103 FAX: 0569-38-7101 受付時間: 9:00~18:00(平日のみ)